

平成 14 年 7 月 23 日

“ 外形標準課税 ”

- 医療機関にとっては絶対的な増税となる -

日医総研 鈴木克己

小泉首相の指示の下、税制改革の議論が盛んに行われているが、その目玉の一つが法人事業税への「外形標準課税」の導入である。

「外形標準課税」とは、どのような仕組みによるものなのか。そして、導入された場合、医療機関にどのような影響を及ぼすのかについて検証したい。

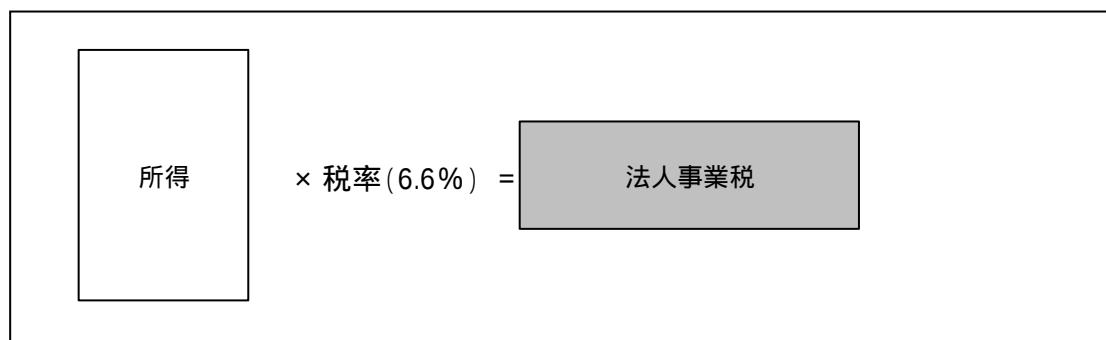
1 現行の法人事業税の仕組み

法人事業税とは、法人にかかる都道府県民税、つまり、地方税の一つである。

医療機関の場合には、医療法人に係る。

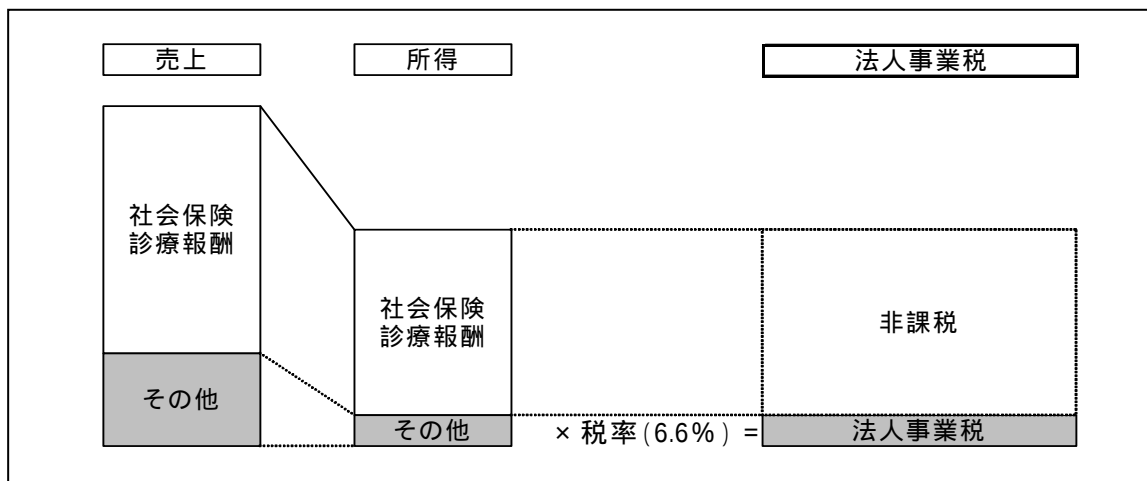
現在の法人事業税は、企業の所得に対して税率（医療法人の場合は、6.6%）をかけて課税する仕組みになっている。

従って、企業が赤字であれば（所得がなければ）、法人事業税は課税されない。



医療機関の場合、法人事業税について特例が設けられている。

特例というのは、社会保険診療報酬に対応する部分の所得は非課税、つまり、法人事業税を課税しないという措置である。

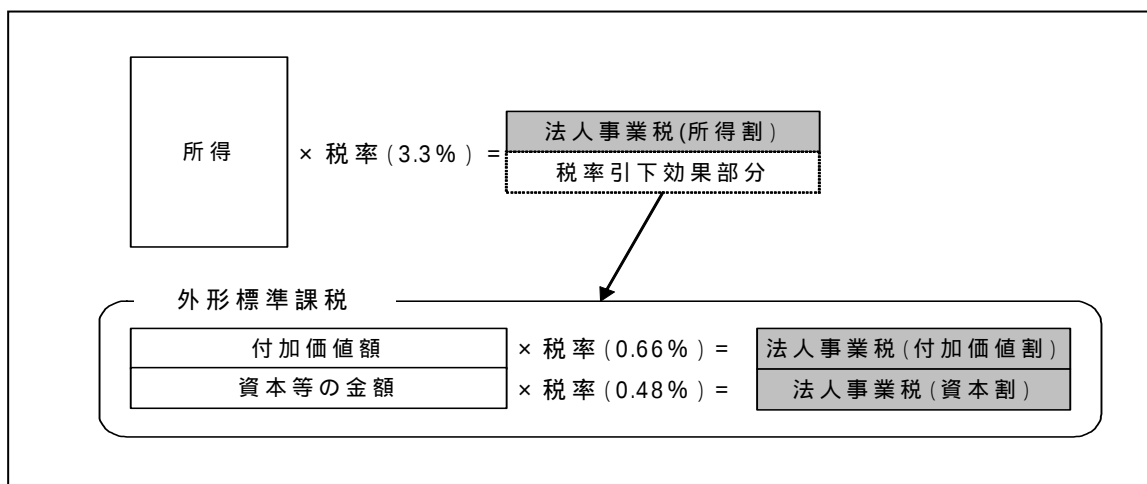


この特例は、「社会保険診療については、医療報酬の単価が社会的要請上低くおさえられていることの見返りとして考慮されたものであり、ひいては、これにより社会保険診療の保護育成に資すること¹⁾」を趣旨として、創設されたものである。

2 外形標準課税が導入された場合

(1) 外形標準課税の仕組み

外形標準課税は、現在、総務省から原案が発表されており、その原案によれば、次のような課税方式になる予定である。



つまり、税率を半分²⁾とし、それにより減少する部分に外形標準課税を導入する。

1 法人事業税更正処分取消請求事件 東京地裁昭和五七(行ウ)一〇二号 昭和五九年九月二八日判決

2 医療法人の取り扱い、現在のところ明らかにされていないので、6.6%が3.3%になると仮定する。

外形標準課税の計算は、「付加価値割」と「資本割」の二つに大きく分けられる。

付加価値割は、「支払給料手当」＋「純支払利子」＋「純支払賃借料」±「単年度損益」で計算された金額を課税の対象として計算される。

そして、資本割は、「資本等の金額（資本金又は出資金額及び資本積立金額）」を課税の対象として計算される。

（２）問題点

外形標準課税が、総務省の原案通り導入されるとした場合、医療機関にどのような影響が生じると考えられるであろうか。

赤字法人への課税

まず、医療機関に限ったことではないが、「赤字法人に対する課税が発生する」ということがある。

現行の法人事業税は、医療法人の所得に対して課税するだけであつたため、所得がない、つまり、赤字であれば、法人事業税の課税は発生しなかった。

しかしながら、外形標準課税が導入されれば、支払給与や資本金などを課税の対象とするので、经营活动を行う限り、法人事業税の課税が確実に発生することになる。

雇用への悪影響

外形標準課税は、支払給与などを課税対象とする。このことは、失業率が増加している厳しい雇用情勢にあって、雇用の機会の創出を奪うことになりかねない。

現に、先進諸外国においても、雇用への影響が甚大であるとして、外形標準課税の制度は、ほとんど存在しない。

新たな固定費の発生

外形標準課税が導入されれば、基本的には、毎年の所得にかかわらず法人事業税が発生する。このことは、新たな固定経費の出現に他ならない。そして、その負担は、医療機関の損益を直接的に悪化させることとなる。

社会保険診療報酬に対応する所得に対する非課税効果が薄れる

所得に対して課税する所得割が縮小し、付加価値割、資本割が新たに導入されることになるため、社会保険診療報酬に対応する所得部分の非課税効果が薄れ、医療機関にとっては、決定的な増税になる。

また、医療機関は、他の産業に比べ、人件費率が高くなる傾向にあるため、外形標準課税が導入された場合のインパクトは、他の産業に比べて強いものと思われる。

(3) 試算 (参考値)

では、実際に原案通りに導入された場合は、どのくらいの負担増になるのでしょうか。
例えば、診療所の場合は、次のような試算となった。

(単位 : 千円)		
	有 床	無 床
医 業 収 入	18,241	12,145
保険診療収入	15,961	11,234
(再掲)入院収入	3,082	
(再掲)外来収入	12,879	11,234
公害等・その他診療収入	1,997	576
(再掲)公害入院	63	
(再掲)公害外来	337	42
(再掲)その他の診療入院	1,109	
(再掲)その他の診療外来	488	534
その他の医業収入	283	335
医 業 費 用	15,484	10,147
給与費	7,707	5,203
医薬品費	2,930	1,923
材料費	568	266
委託費	667	417
減価償却費	505	305
その他	3,107	2,033
(再掲)建物賃借料	984	514
(再掲)医療機器賃借料	275	149
医 業 収 支 差 額	2,756	1,999
現 行	事業税課税率 (保険診療収入以外の収入 ÷ 医業収入)	12.5%
	事業税課税対象所得 (12ヶ月換算・千円未満切捨)	4,136
	現状法人事業税試算	273
外 形 標 準 課 税 導 入 後	(1) 法人事業税 (所得割)	136
	付加価値割 (給与費・建物賃借料 12ヶ月換算)	104,292
	付加価値割 (単年度所得・12ヶ月換算)	4,136
	付加価値割計	108,428
	(2) 法人事業税 (付加価値割)	716
	資本等の金額	10,000
	(3) 法人事業税 (資本割)	48
	(1) + (2) + (3)	900
	予想される負担増加額	627
		453

(中央社会保険医療協議会平成 13 年 6 月医療経済実態調査より試算)

医業収支差額を所得としている

付加価値割の計算は、給与費と建物賃借料を考慮している

資本等の金額は、1,000 万円と仮定している

病院の場合は、次のような試算となった。

(単位:千円)

		療養病床60% 以上	一般病院
医業収入		46,687	122,553
保険診療収入		42,076	109,435
(再掲)入院収入		32,699	71,702
(再掲)外来収入		9,377	37,733
公害等・その他診療収入		2,652	8,864
(再掲)公害入院		661	1,975
(再掲)公害外来		473	1,177
(再掲)その他の診療入院		1,167	3,672
(再掲)その他の診療外来		351	2,040
その他の医業収入		1,959	4,254
医業費用		44,569	116,874
給与費		25,280	61,497
医薬品費		3,854	16,164
材料費		1,945	10,237
委託費		2,809	6,815
減価償却費		2,143	2,342
その他		8,538	19,819
医業収支差額		2,118	5,679
医業外収入		1,231	1,967
受取利息・配当金		21	96
その他の医業外収入		1,210	1,871
医業外費用		709	1,744
支払利息		542	1,380
その他の医業外費用		167	364
経常利益		2,640	5,902
現行	事業税課税率(保険診療収入以外の収入÷医業収入)	9.9%	10.7%
	事業税課税対象所得(12ヶ月換算・千円未満切捨)	3,135	7,578
	現状法人事業税試算	207	500
外形標準課税導入後	(1)法人事業税(所得割)	103	250
	付加価値割(給与費・純支払利子 12ヶ月換算)	309,612	753,372
	付加価値割(単年度所得・12ヶ月換算)	3,135	7,578
	付加価値割計	312,747	760,950
	(2)法人事業税(付加価値割)	2,064	5,022
	資本等の金額	10,000	10,000
	(3)法人事業税(資本割)	48	48
	(1) + (2) + (3)	2,216	5,320
	予想される負担増加額	2,009	4,820

(中央社会保険医療協議会平成13年6月医療経済実態調査より試算)

経常利益を所得としている

付加価値割の計算は、給与費と純支払利子(支払利息-受取利息・配当金)を考慮している

資本等の金額は、1,000万円と仮定している

上記の試算における付加価値割の計算においては、診療所は、給与費と建物賃借料だけを、病院は、給与費と支払利息だけしか考慮していないため、あくまでも参考値であるが、診療所、病院ともに負担増となることが予想される。

また、資本等の金額も、一律 1,000 万円と仮定したため、資本等の金額が大きくなればなるほど、法人事業税の負担も大きくなることが予想される。

3 まとめ

赤字法人への課税は、景気をさらに悪化する要因になるなど、様々な意見があり、外形標準課税の本格的導入までには、まだまだ議論が続くものと思われる。

外形標準課税の導入が与える影響をしっかりと吟味し、安易に導入されないように議論の行方を見守る必要がある。